

= 『産業政策提言』改訂版の解説 =

なぜ労働組合が『産業政策提言』を出すのか&公契約・入札制度等の用語集

2013年2月 全印総連・産業対策委員会

1、なぜ、労働組合が産業政策提言をもつのでしょうか

何のために労働組合が『提言』を出したのでしょうか。その目的は、①産業に働く誇りと文字活字文化を支えるに相応しい賃金・労働条件を確立する、②経営の維持発展、印刷出版関連産業の再生と印刷関連産業に中小・零細経営者と労働組合が共同参画して「産業民主主義」を確立する、の主に2点です。

私たちが働く印刷出版関連産業を魅力あるものとして、維持し、発展させていくには、働きがいのある職場(雇用の確保)と、それなりの賃金・労働条件が不可欠です。「働きたい、就職したい」と思える賃金・労働条件がなければ人材は確保できません。人材があつてこそ、企業や産業は維持発展できるのです。

②の中小・零細経営者と労働組合が共同参画して「産業民主主義」を確立するとは、中小・零細経営者と労働組合(働く私たち)が印刷出版関連産業の主人公として協力共同もし、自分たちの職場や産業を守り発展させていこうということです。

つまり、労働組合の要求である賃金・労働条件の向上と職場や産業を守り発展させていくために、自分たちが働く産業がどうあるべきか、私たちが何をしなければならないかを明らかにしたのが、この『産業政策提言』なのです。

2、用語解説

①公契約

公契約とは、「公の機関を一方の契約当事者として締結する契約」です(ILO94号条約)。国および地方自治体、その他公共団体が発注する公共工事、委託業務、物品購入、補助事業(補助金による事業)などが該当します。公契約の総額は65~75兆円とも言われ、関連事業で就労する労働者数は、建設・土木、印刷・出版、ビル・メンテナンス、清掃、給食調理、福祉・介護、保育・学童保育、図書館司書、一般事務など、1000万人と言われます。

②ILO94号条約

ILO(国際労働機関)が1949年に採択した『公契約における労働条項に関する』94号条約では、公的な機関が発注する事業に従事する労働者には適正な水準の賃金と労働条件を確保するよう契約に明記することを義務付けています。日本政府はILO94号条約を批准していません。その理由について政府は、①労働基準法など労働者保護法制が整備されているから必要がない、②民間同士の契約に関与するべきではない、③官民取引が特別に保護されることはなじまない、とILOに弁明しています(2007年報告)。しかし、現実には公契約における一方的な予算削減やダンピング入札により、適正な賃金が確保されていません。国は条約批准を視野にいれるべきです。

③公契約条例

公契約条例とは、自治体が法定最低賃金を上回る適正な賃金額を定め、その金額以上の支払いを契約相手たる事業者にも、義務付けるものです。2009年に千葉県野田市で初めて公契約条例ができました。2011年には多摩市で都内初となる公契約条例が成立しました。

民間の仕事は支払いサイトが長い手形での決済が多く、その一方で官公需の仕事は確実に翌月現金

で入金されます。そのために利益が出ない安値でも資金繰りのために受注してしまうケースも見うけられます。本来、国民・住民の生活を保障し地域経済の振興を図るべき国や自治体が自ら発注する事業で適正な賃金が確保されるべきなのです。公契約条例では建設や委託事業が中心になっていますが、その対象に印刷を位置づけ、他の産業の仲間たちと一緒に運動することが必要です。

④競り下げ方式

「競り下げ」(逆オークション)とは、定められた時間の範囲内に、最低の入札価格を確認し、何度でもより安い価格で入札できる方式。国が2011年より競り下げを試行しています。前回契約価格との比較で価格下落率の高かった上位は、厚生労働省が発注した「医薬品産業実態報告書」▲65.8%、「はたちの献血ポスター」▲45.8%、いずれも印刷で前回のほぼ三分の一や半値となっています。

⑤物品扱いと請負契約、地方自治法施行令の改正

「印刷の契約」が「物品の売買」か「請負」か、明確な規定がなく、民法では請負は「仕事の完成」、物品の売買は「財産権の移転」を内容としており、印刷の場合は「仕事を完成」し、それによって出来上がった「物の所有権を移転」することから「請負」と「物品の売買」の両方の性質を兼ね備えていると考えられ、官公需の契約(特に地方自治体)で様々な取り扱いがされています。

しかし、印刷物の場合、顧客の意志を基準として製作されるわけで、完成品は当然“不代替物”であることから「請負」と考えることが妥当であり、これまでの裁判の判例をみても「印刷は請負契約の性質を有する」という判断が何度も示されています。これまで「印刷の契約」が「物品の売買」扱いでは「最低制限価格制度」あるいは「低入札価格調査制度」、「総合評価方式」を設けることが出来ませんでした。

このような中、2002年3月の地方自治法施行令の改正により167条の10で定められていた「工事又は製造の請負契約」という文言が「工事又は製造その他についての請負の契約」となりました。この「その他の請負」という範疇に印刷の契約を含める地方自治体が出始め、これにより「最低制限価格制度」や「低入札価格調査制度」の採用が可能となり、全国に広がってきています。また、北海道のように「物品の売買」契約のまま「最低制限価格制度」を採用した事例もあります。

⑥適正な予定価格の設定

予定価格は仕事を出す発注元の自治体等がその金額を設定します。

入札制度では予定価格を超えた金額での入札は無効となり落札できません。したがって、官公需印刷物を適正価格で受発注する前提として適正な予定価格の設定が不可欠になります。そこで私たちは予定価格を、物価資料をつくる(財)経済調査会の積算資料、直近の「印刷料金」などに基づき算出し、適正な利益が確保できるものとするように求めています。

⑦予定価格の公表

予定価格の公開は入札の透明性の確保、「ダンピングや談合のない適切な入落札が実施されているか」を知るために不可欠です。予定価格の事後公開は公共工事では殆ど自治体で行われています。

⑧最低制限価格制度

最低制限価格制度とは予定価格の一定の比率で最低制限価格を設定します。この最低制限価格以下で入札すると失格になる制度です。例えば最低制限価格の比率が70%の場合、予定価格100万円の入札では100万円をこえる入札は予定価格より高いので失格となり、70万円以下の入札も最低制限価格以下なので失格となります。つまり70万円を超え100万円以内の金額で落札されることとなります。この最低制限価格を印刷に導入する自治体が着実に増えてきています。

⑨低入札価格調査制度

低入札価格調査制度とは、予め設定された調査基準価格を入札価格が下回る入札の場合には、入札を保留し、契約内容に適合した履行がされないおそれがないか調査し、おそれがある時は、その入札者を落札者としないうで、予定価格内で最低の入札をした他の者を落札者とする制度です。

⑩校了データの有料化と権利所属

発注元から最終印刷データの納品を求められるケースが増えています。しかし、過去の判例からも印刷物を作成する過程の中間生成物である印刷データの所有権は、印刷会社にあります。従って印刷データの納品を求められた場合、無償ではなく正当な対価を求めるべきです。また、文章や写真・イラストの著作権は、当然その作者に帰属しています。印刷データを転用する場合は、この点にも留意が必要です。

⑪教科書価格の適正化

教科書の価格は文部科学省が定めます。例えば小学校の書写の教科書の価格は154円です。いまや教科書のフルカラーは当たり前ですが、一冊200円の大学ノートよりも安いというのが実態です。

⑫デジタル教科書

デジタル教科書について文部科学省は、2020年度に向けた総合的な推進方策『教育の情報化ビジョン』を取りまとめました。民間では『デジタル教科書教材協議会』にソフトバンクや大手の教科書会社、出版社、放送局、ゲーム会社、広告会社などが参加しています。デジタル教科書教材が対象とする市場規模を4兆円と見込み、政府の2020年度目標に対し、5年前倒しにした2015年を目標に全国の小中学校への普及を進めています。

⑬中小企業の振興と地元の優先発注

地元企業が落札してその企業が一定の利益を上げれば、地元の自治体に様々な税金を納めます。従業員にも世間並みの賃金を支払えば、消費の拡大や地域の賃金相場を押し上げることで、その自治体の税収が増え、また、地元経済の活性化にも貢献できます。つまり税の還流や地域循環型の経済再生を目指すということです。

⑭法律違反の業者の入札からの排除

低単価の入札の背景には必ず労働者の権利を踏みにじる法律違反(残業代の未払いなど)があります。「自社生産に問題がある業者」とは、生産設備を持たないペーパーカンパニーやピンハネをするブローカーのことです。

⑮公共サービス基本法

公共サービス基本法には、その第11条に「国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする」と、公共サービス従事者への適正な労働条件の確保が謳われ、その第2条2項で公共サービスとは「前号に掲げるもののほか、国又は地方公共団体が行う規制、監督、助成、広報、公共施設の整備その他の公共の利益の増進に資する行為」と自治体の広報が公共サービスであるとされています。

つまり、自治体の「広報」は公共サービスあり、公共サービスである「広報」の印刷に従事する者の適正な労働条件の確保が公共サービス基本法にかかげられているということです。

⑯内訳明細

入札は、通常一部単価か総額で札を入れます。このやり方では、どの工程でダンピングが行な

われ、あるいは価格として計上せずに「サービス」扱いしているか分かりません。見積明細書（内訳書）の提出義務化は、発注側も各工程の単価を見ることが出来るメリットもあります。見積明細書（内訳書）の提出義務化は、国の公共工事でも試行され、談合やダンピング防止にも有効とされています。

⑰総合評価方式

総合評価方式とは、価格だけで落札者を決定していた従来の落札方式とは異なり、価格に加えて「価格以外の要素」を含めて、総合的に評価する落札方式のことです。「価格以外の要素」とは品質、安全性、環境問題などでの技術やノウハウなどです。また、評点には雇用条件や労働諸法令の遵守を基準化した上で、地元中小零細企業を考慮するよう求めます。

⑱下請代金支払遅延防止法と下請中小企業振興法（下請二法）、独占禁止法

下請け二法とは、下請代金支払遅延防止法（下請け法または下請け代金法）と下請中小企業振興法（下請け振興法）のことです。

下請け代金法は、親事業者と下請け事業者の取引を公正にして、下請け事業者の利益を保護することを目的としています。親企業が、その有利な立場を利用して、契約書面を交付しなかったり、代金の支払いを遅らせたり、買ったたきや返品、受領拒否など下請け企業に不利益を与える取引を禁止しています。

下請け振興法は、親企業の協力のもとに、下請け中小企業を独立性のある企業に育てることを目的にして「振興基準」を設けることや、下請け取引のあっせん、苦情や紛争の相談、調停などの仕組みを定めています。「振興基準」には、親企業が守るべき事項として、下請け企業に仕事を発注する際には、労働時間の短縮の妨げになる短期納入や、不適正な単価を押し付けてはならないこと、取引停止や大幅な取引減少の場合は十分な予告をすること、海外進出や工場移転等の際には、下請け事業者へ配慮すること、などを定めています。しかし、何の罰則もないため、ほとんど守られていません。

下請け二法も独占禁止法も、民間市場での取引に対する法律で自治体や国が発注する官公需は対象になりません。しかし、現実には不当廉売や優越的地位の濫用、短納期や仕様変更の押しつけなど独占禁止法違反や下請け二法違反の事例も官公需の契約で見受けられるとのこと。これらの法律の官公需への適用を求めています。

⑲CSR(corporate social responsibility)

企業の社会的責任のこと、企業は社会的存在として、最低限の法令遵守や利益貢献といった責任を果たすだけでなく、市民や地域、社会の顕在的・潜在的な要請に応え、より高次の社会貢献や配慮、情報公開や対話を自主的に行うべきであるという考えです。

⑳コンプライアンス (compliance)

法令遵守。企業が経営・活動を行ううえで、法令や各種規則などのルール、さらには社会的規範などを守ることです。

㉑読書週間と文字活字文化の日

終戦まもない 1947 年「読書の力によって、平和な文化国家を作ろう」と、出版社・取次会社・書店と公共図書館、新聞・放送のマスコミ機関も加わって、『読書週間』が開始されました。読書週間の期間は 10 月 27 日～11 月 9 日（文化の日を中心にした 2 週間）で読書週間が始まる 10 月 27 日が「文字・活字文化の日」に制定されました。